

創エネ応援!!!

平成31年度

鶴田町新エネルギー設備設置事業

住宅用太陽光発電システム導入支援

補助金申請受付中！

補助金の額 **3万円/1kW** 当たり

上限額 **12万円**

(補助対象経費が1kW 当たり50万円以下の設備であること。)

交付申請受付期間：平成31年4月1日 ～ 平成32年1月31日
【補助金の予算の範囲内で先着順とします。】

◇お問い合わせ先

鶴田町 建設整備課 土木班

〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

受付時間 / 平日 8:30～17:00

TEL: 0173-22-2111 FAX: 0173-22-6007

HP: <http://www.town.tsuruta.aomori.jp/>

申請できる方	(1) 自ら居住している町内にある既存の住宅に設備を設置する方（既築） (2) 自ら居住するため町内に設備付きの住宅を新築する方（新築） (3) 自ら居住するため町内に設備付きの住宅を購入する方（建売） (4) 町税等を滞納していない方 (5) 電力事業者と電力受給に関する契約を締結する方
対象となる設備	住宅用太陽光発電システム
設備の要件	(1) 新設、増設を問わず、住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低電圧電線と逆流ありで連係するシステムであること。 (2) 太陽電池モジュールの最大出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下第3位を四捨五入。）をいう。）が10キロワット未満であること。ただし、増設の場合においても、既設分を含めて10キロワット未満であること。 (3) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の行う太陽電池モジュール認証に相当する承認を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されるものであり、かつ、一般財団法人太陽光発電協会（J P E A）に登録されていること。 (4) メーカー等による設備設置後のメンテナンス体制が用意されていること。 (5) 補助対象経費が、1キロワットあたり50万円以下（税別）の設備であること。ただし、設置工事に係る費用に関し、別表第2で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除することができるものとする。 (6) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用なものであること。（移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連係されたものは対象外。）
補助金額の算定	3万円 × 太陽電池モジュール最大出力 = 補助金額（上限額12万円）
申請の流れ	交付申請 → 工事の実施 → 実績報告 → 補助金の請求・振込
申請書類の提出	必要書類：交付申請書ほか添付書類 ※施工業者等による代行申請もできます。 申請期限 平成32年1月31日まで
工事の実施	申請書類の審査後、交付決定通知が発行されます。 ご注意！ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用なものであること。
報告書類の提出	必要書類：実績報告書ほか添付書類 ※施工業者等による代行申請もできます。 報告期限 工事完了から1ヶ月以内または平成32年3月13日まで
補助金の請求と振込	指定された口座に、補助金が振り込まれます。 ※補助金の請求から3週間程度かかります。